

## 第29回 安来市農業委員会議事録

令和4年11月21日 午後2時00分 第29回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	12番 塩見 秀雄君	13番 板金 悟君
14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君	17番 吉村 正君
18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

### 2. 欠席委員

11番 新田 里恵君

### 3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年11月21日 1日
日程第 3	議第118号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第151号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 5	議第119号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第152号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第120号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第153号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第154号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第155号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第 11	議第121号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について

### 5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第29回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第29回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君

11番 新田委員です。

議長：岡田 一夫君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により5番 木戸委員、6番 杉原委員を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第118号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、10件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離平均1km、農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番及び3番は譲受人が同じため、あわせて説明します。2番及び3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作時間車で10分、農機具は、動力噴霧器1台、管理機1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離約1.2km、農機具は、トラクター1台を所有しています。労働力は本人と妻 計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離約200m、農機具は、管理機1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。6番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離約1km圏内、農機具は、田植え機1台、耕運機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人と夫、父、子2名計5名となります。以上の点から許可要件のすべてを満

たしております。この農地の対価は、■■■■です。7番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離約300m、農機具は、所有していませんが受委託で対応とのことです。労働力は本人と父、母計3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。8番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離約3km、農機具は、田植え機2台、コンバイン2台、トラクター2台、乾燥機5台を所有しています。労働力は本人と妻、子計3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。9番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離約1km、農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。10番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離約1km、農機具は、トラクター3台、動力噴霧器1台、トレーラー1台、走行草刈り機1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について4番 北中委員 お願いします。

4番 北中 宏一君

4番 北中です。所在地が母里の土地もありますけども、私がまとめて報告させていただきます。譲受人は、退職して本格的に農業を意欲的に行いつつあります。安田中■■■■は法人が栽培しておりますが、今回、譲受人に無償で譲渡するという事です。その近くに譲受人が作っている圃場がありますので、周りに対する影響はないと思われまます。東母里■■■■は、耕作はしていないのですが、元々譲受人が草刈等の管理をしており、これも周りに対する影響はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長：岡田 一夫君

2番と3番の案件について6番 杉原委員 お願いします。

6番 杉原 建君

6番 杉原です。番号2、3と一緒に説明させていただきます。譲渡人は2名です。10筆と1筆、11筆で6、694㎡です。現況は畑で、山間の一段の農地です。譲受人は10、475㎡の農地を所有し、果樹栽培を意欲的に行っております。この度、譲渡人と合意し、譲り受けることになりました。現地は草刈等も行っておりまして、周辺の農地には影響はないと思われまます。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長：岡田 一夫君

4番の案件について17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。4番案件の説明をいたします。現地は、広瀬の土木事務所と飯梨川の間の通称石原町道とっておりますが、その中間にあります。譲渡人が体調不良で管理が出来なくなったという事で、この対象地の隣接で営農しております譲受人との間の契約が整ったという事で、合わせて3反ちよつとの営農になりますけども、今まで通り耕作されていたところでありまますので、同じような形で営農するという事で周囲に与える影響はございませぬ。以上です。

議 長：岡田 一夫君

5番の案件について18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。5番案件について説明させていただきます。譲渡人と譲受人は本家、分家の間柄でして、今までこの土地の耕作を譲受人がされておりました。譲渡人が高齢のため、耕作が困難になりまして、今回の申請になったところでございます。今までと同じ形で畑を耕作されるという事でございますので、周りに影響はないと考えております。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

6番の案件について5番 木戸委員 お願いします。

5番 木戸 芳己君

5番 木戸でございます。6番案件の説明をしたいと思います。申請土地は安来地区と赤江地区にありますが、申請人が安来に住んでおられますので、代表して木戸が説明させていただきたいと思います。この案件は申請人が高齢になり、現状のまま娘に生前贈与したいという事ですので、周りに影響はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

7番の案件について14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。7番案件についてご説明いたします。譲受人は7, 675㎡の耕作地を持ち、意欲的に営農を行っておられます。これは規模拡大という事で、また、譲受人は近隣に耕作地を所有しているので、周辺農地に及ぼす影響はないと考えます。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

8番の案件について2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

2番 足立です。8番案件について説明いたします。譲渡人は複数の田んぼを所有しておられまして、今回、6筆の田んぼを以前より譲受人が作っておられまして、この度、この6筆を■■■■で譲り渡すという事になりました。そのままの形で渡しますので、周りに影響はないと考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

9番の案件について3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

3番 永塚でございます。9番の案件についてご説明いたします。申請地は飯梨川の西側、土手下というところで約30年位前から不耕作地でした。7年前より譲受人が水田として作っておりまして、この度、圃場整備に合わせて譲り渡すという事で話がつきまして、この申請になりました。先ほど申し上げました7年前より耕作しておりますので、周りに対する影響は全くございません。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

10番の案件について9番 北川委員 お願いします。

9番 北川 正幸君

9番 北川です。10番の案件について説明いたします。この4筆でございますが、近隣の宅地と建物もこの譲受人が譲り受けることになりまして、ちょうど隣接した農地がこの4筆でございます。譲渡人の要望もありまして、農地も一緒に引き取ってくださいという事でしたので、今回こういう申請に至っております。譲受人は25,389㎡の農地を意欲的に管理しておられまして、今回のこの畑も管理していくという事でしたので、皆様方のご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

8番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

9番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求め

ます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
10番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第4 報第151号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番の転用目的は車庫です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について5番 木戸委員  
お願いします。

5番 木戸 芳己君  
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第5 議第119号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。11ページに案件の内容、12ページに申請位置

の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電設備です。権利の種類は、所有権の移転です。譲受人は、太陽光発電事業を行う事業者です。市内で1,757㎡の太陽光発電事業を計画し、農地以外の適地を探しましたが見つからず、譲渡人の了解が得られたため、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するものです。太陽光発電の第2種農地の転用については、代替性の無いことが許可基準となっており、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行うこととされています。譲受人は、申請において1箇所の農地以外の土地及び市街化区域内の農地1箇所、荒廃農地1箇所との申請地の比較評価を行っております。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について14番 渡邊委員をお願いします。

14番 渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班1番 横山委員 お願いします。

1番 横山 芳明君

1番 横山です。18日午前に3班で現地調査をいたしました。当日は3班で、北中委員、北川委員、佐々木委員、齋藤委員と横山との5名、それから事務局より実重局長、名原係長の参加でございました。事務局から概略の説明を受けた後、現地へ出かけまして、現地では渡邊克実委員より詳細な説明を受けたところでございます。申請地については、概略の説明もありましたが、隣接地と高低差はなく、造成等は必要ございません。また、取水も必要なく、排水は自然浸透にて処理するという事で、隣接地、近隣に影響を及ぼすことはないと考えまして、調査班としては許可妥当と判断したところでございます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。



議長：岡田 一夫君

日程第6 報第152号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。14ページに案件の内容、15ページから16ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。2番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について5番 木戸委員 お願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第120号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、6番 杉原委員 19番 渡辺委員 の退席を求めます。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

17ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、20ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権46件、面積46,161㎡、使用貸借権5件、面積5,189㎡、所有権移転1件、面積3,031㎡、全体で52件、総面積が54,381㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 井上 幸雄君

農林振興課 井上です。議第120号についてご説明いたします。詳細は21ページからになります。今月の利用集積計画ですが、利用権設定によるものが番号1から番号13、所有権移転によるものが番号14になります。番号1から番号9につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条による利用権設定、番号10から番号13につきましては、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により、農地の中間管理権を設定するものでございます。番号14につきましては、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する農地中間管理機構特例事業により、公益財団法人しまね農業振興公社が農地取得、売渡しをするものです。買取価格は、XXXXXXXXXXとなっております。番号14の買い手は認定新規就農者でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

はい、お願いします。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。確認ですけれども、8番案件の物納の賃借料ですが、10aあたり1kgですか。確認です。

農林振興課 井上 幸雄君

確認して報告させていただきます。少々お待ちください。

議長：岡田 一夫君

現在、確認をしておりますので、少々お待ちください。

農林振興課 井上 幸雄君

吉村委員の質問にお答えします。10aあたり精米1kgとなっております。

17番 吉村 正君

ありがとうございました。

議長：岡田 一夫君

吉村委員、よろしいでしょうか。

17番 吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

その他にありませんでしょうか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、6番 杉原委

員 19番 渡辺委員 の退席を解除します。

議 長：岡田 一夫君  
日程第8 報第153号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
25ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。26ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、2件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第9 報第154号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
27ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。28ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、8件で、農地法による賃貸借の解約2件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約6件です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第10 報第155号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出についてを議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
29ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。30ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置1件です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 議第121号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
31ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり賃借料等情報の提供をしてよろしいか審議を求めるものです。32ページをご覧ください。これは、農地法第52条の規定により農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に役立てるほか、その所掌事務を的確に行うため情報を提供するもので、令和5年1月から12月に契約される場合の参考にってもらうため、令和3年の利用権設定の賃貸料を基に算出したものです。昨年と比較して、件数が大幅に減っているのは、再設定が少ないこと、担い手等集落営農組織の再設定が少なかったことによるものです。集積率は減ってはいません。よろしくお願ひします。なお、この情報は、可決されますと安来市のホームページ、市報で公表されます。カッコ内は前回の値です。以上です。

議長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君  
本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第29回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時55分)